

외국인 유학생 건강보험 적용 안내

<外国人留学生>
健康保險適用案内



h·well
국민건강보험
National Health Insurance Service



-2021.3.1から外国人留学生も韓国国民健康保険に加入されます。

加入対象

- ・留学生・外国人及び在外国民

加入時期

※国内滞留留学生の中で健康保険に加入していない留学生は
2021.3.1から自動に加入されます。

滞留資格区分	適用される時期
留学(D-2)・ 小中高生(D-4-3)	最初入国時→外国人登録日
	外国人登録後・再入国時→再入国日
小中高生(D-4-3)外の 一般研修(D-4)	入国日から6カ月後に加入
在外国民・在外同法留学生	入国後、学校の入学日を基準に加入 (在学証明書を提出する場合)

保険料賦課

- ・2021年度留学生保険料：43,490ウォン(3.1.取得者)
- ・4月保険料39,540ウォン+3月保険料の10回分割中の1回分3,950ウォン
↳地域加入者の平均保険料以上の納付した納付者は除外
↳所得金額360万ウォン・財産課税表13,500万ウォンを超過した場合、軽減対象除外
(保険料軽減)
留学生保険料負担を減らすために1年間50%→70%に割引(軽減)拡大

現行	→	2021.3. ~ 2022.2.
50%軽減		70%軽減

※保険料負担を減らすために2021.3月分の保険料は10回に分割し、納付されます。
実際保険料:43,490ウォン-月保険料(39,540ウォン)+3,950ウォン(1回精算分)

- ・(保険料納付)
 - (納付期間)来月の保険料を毎月25日まで先に納付
→(例) '21.4月保険料→'21.3.25.まで納付(毎月10日頃通知書発送)
 - (納付方法)自動振込(口座・カード)・ホームページ・公団支社・銀行

保険料減額

- **(電子通知・自動振込及び還付先口座申請)**電話・ホームページ・外国人民願センター・公団支社で申請
-郵便の代わりにメールの通知書又はオンライン通知書申請可能
-自動振込申請で便利な納付・還付先口座の登録で迅速な支給

Android OS

iPhone OS

電子通知申請可能
"The APP"



健康保険の特典 加入日から利用可能

- **(内国人と同一な特典)**歯科・韓方医院の診療・健康診断・妊娠・出産関連診療代(国民幸福カード)、色々の特典を貰うことが可能
※業務や日常生活に支障がない疾病に対する治療など健康保険が適用されない事項は除外(例)美容目的等の手術等

※(本人負担金) 医療期間利用時、費用の一部のみ負担

-外来診療:健康保険適用の総費用の30~60%(療養機関の種類及び所在地により異なり、入院診療は20%)

※一般健康診断は出生年度を基準で2年(非事務職1年)づつ1回以上実施…2021年度は奇数年度の出生者

保険料を納付してなかった場合の不利益

- **(保険給与の制限)**納付期間の来月1日から保険料を完納するまで病院・医院等で保険の特典を貰うことができない
- **(ビザ延長等の制限)**法務省からビザ延長等、滞留許可申請時、不利益が発生
→**(例外)**健康保険料50万ウォン未満・他の取立て金10万ウォン未満の納税者の場合、ビザ延長の制限がある
(取立て処分)期間を決めて督促し、その期間まで保険料を納付していない場合、不動産・自動車・預金等を差押えする強制的な徴収する手続きが進行される可能性がある
→取立て金は分割納付が可能であり、取立て保険料の完納時、保険給与の制限が解除され、保険給与を使用可能

民間保険との違い

- **(すぐ特典適用)** 診療後、事後に保険料の請求手続き無し
- **(保障回数・金額)** 回数・金額の制限なし *費用の一部は本人負担
- **(本人負担金の上限制)** 加入者の所得水準等により7段階に区分し、年間本人負担金の超過金額を還付
- **(妊娠・出産の診療費支援)** 妊娠・出産関連及び処方された薬剤・治療材料の購入に使用可能な利用券(国民幸福カード)を提供・全国各支社及び金融機関でカード申請受付可能

加入手続き

- 留学生が会社に別当で申告しなくても自動に加入処理
- 外国人登録証に記載されてる国内滞留地に健康保険証と加入案内文発送

※但し、以下の場合必ず近所の支社に訪問し申告が必要

(ソウル・京畿道・仁川地域に居住する管轄の外国人民願センターに申告)

- 家族(配偶者及び未成年の子女)と一緒に保険料を納付したい場合
- 国内で留学中の在外国民又は在外同胞(F-4)が加入する場合・滞在地・パスポート番号・滞留資格等に変更事項がある場合

※外国の法令・外国の保険・使用者との契約で健康保険給与(法 第41条に従う療養給与)に相当する医療保障を貰って健康保険が必要ない場合、健康保険除外申請可能

家族認定基準及び書類提出基準

- 家族と一緒に保険料を納付したい場合、申請手続き
 - 対象：配偶者及び19歳未満の子女(国内滞在地が同一であること)
 - 家族関係証明書類の提出基準

- ①家族・婚姻関係書類を発行 ②国籍国外交部又はアポステイユ確認
- ③韓国語翻訳の公証

※(書類有効期間)

- 国内発行書類:発行日から3か月以内
- 外国発行書類:書類発行日又は外交部(アポステイユ)の確認日から9か月以内

外国人民願センター運営案内 ソウル及び首都圏

- **(担当業務)** 健康保険の地域加入者及び扶養者の資格取得・資格管理・保険料収納等
- **(利用対象)** 以下の地域に滞在する外国人及び在外国民は該当のセンター利用

センター名	管轄地域	センター案内
ソウルセンター	ソウル全域	
安山センター	安山・シフン・グンポ	
水原センター	水原・ヨンイン・ファン・オサン・ソナム	
仁川センター	仁川・プジョン・キンポ・クアンミョン	
議政府センター	議政府・ナマンジユ・ガヨン・ポジョン・トドクジョン・ヨジョン・ヤジユ・クリ・コヤン・バビユ	

※その他の地域に滞在する場合は近所のセンターに訪問



お問い合わせ Inquiry / 相談 Consultation

1577-1000

外国語サービス ダイヤル7番

033-811-2000

外国語(英語・中国語・ベトナム語・ウズベキ語)

※相談時間 : 平日午前9時~午後6時